

(別紙4)

実費徴収を認めてもよいと考えられるもの(案)

項	目	等
1. 日常生活上必要なサービスに係る費用		
	ゲーム機、パソコン(インターネットの利用等)の貸出し	
	MD、CD、DVD各プレイヤーの貸出し及びそのソフトの貸出し	
	患者図書館の利用料	
	尿とりパット、腹帯、T字帯	
2. 公的保険給付とは関係のない文書の発行に係る費用		
	産業医が主治医に依頼する職場復帰等に関する意見書等	
	外国人患者が自国の保険請求等に必要診断書等の翻訳料	
	生命保険等に必要診断書等の作成代	
3. 診療報酬点数表上実費徴収が可能ものとして明記されている費用		
	* 特に意見等なし	
4. 医療行為ではあるが疾病又は負傷に対するものではないものに係る費用		
	入院中のインフルエンザ等の予防接種	
	治療中の美容形成(しみとり)	
	ニコチネルTTS処方	
5. その他		
	保険薬局における患者への調剤した医薬品の持参料	
	日本語を理解できない患者に対する治療内容や看護内容の説明の際における通訳	
	聴覚障害者のための手話・通訳	
	院内併設プールやフィットネス施設で行なうマタニティスイミングや軽度の肥満患者に対する減量トレーニングに係る費用	